

【参考資料 3】

あま市自殺対策計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づく自殺対策についての計画（以下「あま市自殺対策計画」という。）を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 市民の自殺対策の推進に関する施策に関すること。
- (2) その他市民の自殺対策について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 市議会議員
- (2) 保健医療関係者の代表
- (3) 福祉関係者の代表
- (4) 教育関係者の代表
- (5) 地域団体関係者の代表
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、あま市自殺対策計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。